平成２６年（フ）第３９８７号
大阪市淀川区木川西１丁目12番32号
債務者　森運送店こと　森　修次郎
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４００２号
大阪府東大阪市吉田本町３丁目４番３号　ラフィネ　アンシャンテ601号
債務者　岡田　辰哉
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４５３号
大阪市西区新町２丁目１番15―405号
債務者　白波瀬一郎
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５０９号
大阪市住之江区南加賀屋４丁目10番13号201号、前住所大阪市住之江区南加賀屋４丁目10番13号　205号
債務者　尾野　勝敏
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５１０号
大阪市東住吉区矢田１丁目18番12号　サンシャイン東住吉Ｃ301号、前住所大阪市住吉区苅田９丁目９番22号
債務者　髙本聖彦こと　髙　聖彦
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０号
大分県日田市田島２丁目３番18号　第１クローバーハウス202号
債務者　野田　悟
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２６年（フ）第２８２号
沖縄県那覇市字銘苅288番地３　県営安岡住宅903
債務者　豊川　永幸
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１３５号
千葉県山武郡九十九里町作田5470番地238
債務者　下村　作徳
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第９２２号
さいたま市見沼区大和田町１丁目975番地　エスポアールトヤマ109、旧住所さいたま市見沼区大和田町１丁目975番地　エスポアールトヤマ101
債務者　高野　忠雄
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９３３号
埼玉県新座市石神４丁目６番15号
債務者　高橋　一
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９３８号
さいたま市緑区原山１丁目16番23号　シティハイムパーム原山201、旧住所さいたま市浦和区本太１丁目14番５号　ロイヤルフェリーチェ102
債務者　秋山　涼子
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１００１号
埼玉県川口市元郷５丁目16番１号　サンリヴァーハイツ201号
債務者　林　由美香（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４２９号
埼玉県越谷市大字弥十郎758番地１　市営住宅Ｃ－６－１
債務者　田熊　義夫
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４４２号
埼玉県草加市中央２丁目２番26号　コーポ石井105号
債務者　峯　梨沙
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２５１号
埼玉県本庄市児玉町八幡山316番地７
債務者　能見　静江
1　決定年月日時　平成26年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２６２号
埼玉県さいたま市桜区町谷３丁目27―11　イマージュ井上Ｂ、住民票上の住所埼玉県熊谷市赤城町１丁目83番地１　テスラ６号
債務者　小池　唯一
1　決定年月日時　平成26年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部